



2022年11月22日

各 位

会社名 株式会社 マイクロアド  
代表者名 代表取締役社長 渡辺 健太郎  
(コード番号：9553 東証グロース)  
問合せ先 常務執行役員 コーポレート本部長 福田 裕也  
(TEL.050-1753-0440)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月22日開催の取締役会において、2022年12月20日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、現行定款第11条に第3項を追加するものであります。また、上記第11条第3項追加の効力は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第13条第1項を新設するものであります。
  - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条第2項を新設するものであります。
  - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
- (4) コーポレート・ガバナンスの充実を機動的に行えるよう、会社法の制度ではない役付取締役の改廃は取締役会で行うこととし、現行定款第22条第3項を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～16. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>17. <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は社長とする。</p> <p>3 <u>必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から専務取締役、常務取締役、その他の役付取締役を選定することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～16. (現行どおり)</p> <p>17. <u>食品、飲料、酒類、化粧品、医薬品、医療用機器、煙草、電気製品その他各種商品の企画、開発、製造、加工、仕入、卸売、販売及び輸出入業</u></p> <p>18. <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p> <p>19. <u>資金移動業及び前払式支払手段の発行</u></p> <p>20. <u>有価証券の取得、保有、運用、売買等</u></p> <p>21. <u>各種金融商品の企画、開発、仲介、販売</u></p> <p>22. <u>投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、民法に基づく組合その他同様の組合等の組成、運営、管理その他の業務</u></p> <p>23. <u>投資助言・代理業その他の金融商品取引業</u></p> <p>24. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>附 則</p> <p>(株主総会の場所に関する経過措置)</p> <p><u>第11条第3項の新設は、当社が実施する完全電子化による株主総会が、各種法令要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------	--

### 3. 日程

- ・ 定款変更のための株主総会開催日      2022年12月20日 (予定)
- ・ 定款の効力発生日                      2022年12月20日 (予定)

(注) 第11条第3項の新設については、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとします。

以 上